

業務仕様書

1 業務名

円山球場スコアボード設備保全業務

2 業務目的

円山球場に設置されているスコアボード設備に、スピードガンシステムを増設し、選手の意欲向上及び技術向上を図るとともに、スコアボード設備と放送設備を連携させ、スコアボード設備からの音声信号を放送設備から出力出来るように改修する。

3 履行場所

円山球場（札幌市中央区宮ヶ丘3番地）

4 履行期間

契約締結日から令和5年7月31日（月）まで

※ただし、4月29日から球場の大会使用が始まるため、4月28日までに現場作業を終えるよう計画すること。

※履行期間内にマニフェスト伝票（E 票も含む）の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと。

5 業務内容

(1) スピードガンシステム増設

①機器設置

以下の機器を設置する。（設置位置は監督職員と十分打ち合わせる）

項	品名	数量	設置場所	備考
1	収納箱 SDWX4201 SSJ-3-0459_AA	1 面	屋外バックネット裏	支給品
2	制御盤 SDWX4201 SSJ-3-0458	1 面	報道室内（壁面取付）	支給品
3	操作盤 SDWX4201 SSJ-3-0460	1 面	報道室内操作卓上	支給品

設置に必要な取付金具等の材料は受注者にて用意すること。

②配管配線作業

以下の配管配線を敷設する。（配管配線経路は監督職員と十分打ち合わせる）

項	種別	自	線種・管種・備考
		至	
1	電源	スコアボード電源盤（既設）	EM-CE2sq-3C (E, KPF) (一部配管配線済み箇所あり)
		スピードガン制御盤（今回設置）	
2	電源・信号	スピードガン制御盤（今回設置）	EM-FCPEE-S 1.2-5P (E, KPF) (一部配管配線済み箇所あり)
		スピードガン収納箱（今回設置）	
3	信号	スピードガン制御盤（今回設置）	付属ケーブル（MM） (既設メタルモール使用)
		スコアボード表示制御架（既設）	
4	電源・制御・信号	スピードガン制御盤（今回設置）	付属ケーブル (コロガシ配線)
		スピードガン操作盤（今回設置）	

その他敷設に必要な材料等は受注者にて用意すること。

③既設防球ネット改修

既設防球ネット金網部(20cm×20cm 程度)を切り欠き、ポリエチレン等スピードガンによる測定が正常に行える材質に改修する。

④試験調整

スコアボード設備及びスピードガンシステムの製造者であるパナソニック EW エンジニアリング(株)の技術者の立会の元、機器が正常に動作するか十分試験調整を行うとともに、既設スコアボード設備にて正常に表示が出力するよう組合せ試験調整を行うこと。

⑤総務省への無線局免許申請の代行

電波法に基づき総務省(総合通信局)へ申請を行い、無線局免許状の交付を受けること。また、申請に伴う費用は受注者が負担すること。ただし電波利用料の納付は札幌市にて行う。

(2) スコアボード設備と放送設備との連携

①機器設置

以下の機器を設置する。

項	品名	数量	設置場所	備考
1	業務用マルチメディアプレーヤー (TASCAM 製 BD-MP1)	1 台	表示制御架内	相当品可

設置に必要な取付金具等の材料は受注者にて用意すること。

②配管配線作業

以下の配管配線を敷設する。

項	種別	自	線種	備考
		至		
1	映像	マルチメディアプレーヤー(今回設置)	映像ケーブル (HDMI-DVI)	表示制御架内
		デジタルマルチスキャンコンバータ(既設)		
2	音声	表示制御架内デジタルマルチスキャンコンバータ(既設)	音声ケーブル	
		放送設備内オーディオミキサーWR-X22(既設)		

その他敷設に必要な材料等は受注者にて用意すること。

③既設放送設備改修

既設カセットデッキを取外し、引出ユニット(RD18-43EB 相当品)を取付ける。カセットデッキミキサー間配線を撤去する。カセットデッキ取外しにより空きとなったミキサー入力部に、今回設置のマルチメディアプレーヤーの出力を接続する。また、取外したカセットデッキは施設に引き渡すこととする。

④試験調整

スコアボード設備の製造者であるパナソニック EW エンジニアリング(株)の技術者の立会の元、今回設置のマルチメディアプレーヤーが正常に動作するか十分試験調整を行うとともに、既設スコアボード設備に装備されている音源も含め、既設放送設備にて正常に出力するよう組合せ試験調整を行うこと。

6 産業廃棄物処理

- (1) 今回撤去及び取り外した機器や部品等は、関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 既設機器を工場整備する場合、発生した取外し部品等は整備済品と併せて機器設置施設に戻した後、産業廃棄物処理を行うこと。
- (3) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事

業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
	業務計画書	
完了時	完成図書 (以下の書類を綴じる) ・業務計画書 ・試験成績書 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・施工図 ・写真帳 ・マニフェスト伝票の写し	CD-R 等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること ・承諾済みのもの ・機器(新・旧)、作業(前・中・後)を基本とする ・履行期間内に E 票も含めて提出すること
	完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設、工事用動力、用水、試運転調整及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (4) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (5) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。